第十一条第六項中「第三項又は前項本文」を「第三項本文、第五項本文又は前項」に、「作成された文書その他の物件」を「文書その他の物件から支障部分を除いたもの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十二条第一項の規定による決定の一部を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書その他の物件から当該法第十二条第一項の規定による決定において特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

第十二条中「破産手続等」を「特別の定めがある場合を除き、破産手続等」に、「特別の定めがある場合を除き」を「その性質に反しない限り」に改め、「規定」の下に「（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）」を加える。

（労働審判規則の一部改正）

第十八条　労働審判規則（平成十七年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第二十八条の二）

第三十六条の二　労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「労働審判規則第三十七条において準用する非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「労働審判規則第三十七条において準用する非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。

第三十七条中「第七十七条」を「第七十七条前段」に改め、「部分を除く。）」の下に「、第二章第八節」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、非訟事件手続規則第二条第一項第二号中「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号。以下「法」という。）第四十二条の二」とあるのは、「労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十八条の二」と読み替えるものとする。

（会社非訟事件等手続規則の一部改正）

第十九条　会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書その他の物件の全部であるときは、この限りでない。

第十九条第六項中「第三項又は前項本文」を「第三項本文、第五項本文又は前項」に、「作成された文書その他の物件」を「文書その他の物件から支障部分を除いたもの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第八百八十七条第一項の規定による決定の一部を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書その他の物件から当該法第八百八十七条第一項の規定による決定において特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

（非訟事件手続規則の一部改正）

第二十条　非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節　非訟事件の審理等（第十九条―第三十六条）」を「第七節　非訟事件の審理等（第十九条―第三十六条）　第八節　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第三十六条の二）」に改める。

第二条第一項第四号中「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号。以下「法」という。）第四十二条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による書面」を削る。

第二十一条中「第七十七条まで」を「第七十六条まで及び第七十七条前段」に改め、「、同規則第七十七条中「法廷」とあるのは「非訟事件の手続の期日」と」を削る。

第二章に次の一節を加える。

第八節　当事者に対する住所、氏名等の秘匿

（秘匿の申立ての方式等・法第四十二条の二）

第三十六条の二　非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟規則第五十二条の九（第二号に係る部分を除く。）、第五十二条の十、第五十二条の十二及び第五十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二中「この規則」とあるのは、「非訟事件の手続に関する最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

第四十二条第一項中「通話者及び通話先の場所の確認をしなければ」を「次に掲げる事項を確認しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

第四十二条第二項前段中「通話先の電話番号」を「同項第二号に掲げる事項」に改め、同項後段を削る。

第五十条中「第三十二条」を「第三十二条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改める。

（家事事件手続規則の一部改正）

第二十一条　家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　家事事件の審理等（第二十二条―第二十六条）」を「第七章　家事事件の審理等（第二十二条―第二十六条）　第八章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第二十六条の二）」に改める。

第二条第一項第四号中「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号。以下「法」という。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号。以下「法」という。）第三十八条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による書面

第一編に次の一章を加える。

第八章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿

（申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用・法第三十八条の二）

第二十六条の二　家事事件の手続における申立ての方式等については、民事訴訟規則第五十二条の九（第二号を除く。）、第五十二条の十第一項、第五十二条の十二第一項及び第五十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十三第一項中「又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された」とあるのは、「が記載された」と読み替えるものとする。

第三十三条中「第七十七条まで」を「第七十六条まで及び第七十七条前段」に改め、「、同規則第七十七条中「法廷」とあるのは「家事審判の手続の期日」と」を削る。

第四十二条第一項中「通話者及び通話先の場所の確認をしなければ」を「次に掲げる事項を確認しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

第四十二条第二項前段中「通話先の電話番号」を「同項第二号に掲げる事項」に改め、同項後段を削る。

第百二十六条第二項中「第七十七条まで」を「第七十六条まで及び第七十七条前段」に改め、「、同規則第七十七条中「法廷」とあるのは「家事調停の手続の期日」と」を削る。